

地域生活支援拠点事業について

① 地域生活支援拠点 5つの機能

- 1 相談
- 2 緊急時の受け入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人材の確保・養成
- (5 地域の体制づくり)

※令和6年4月1日の報酬改定に伴い、5、地域の体制づくりはコーディネーター部分として別掲。(※拠点コーディネーターについては、第7期障害福祉計画で、令和7年度からの配置を目標としている。)

コーディネーターの配置場所・役割について整理が必要。

② 白井の拠点の特徴

- ・面的整備型（⇔多機能拠点整備型（拠点となる施設を整備））
- ・座ぐり、ガーデンスクエアの生活介護、短期入所、ホームしろいが、それぞれの役割を担うとしている。

③ 今後について

障がい者の生活を「地域全体で支える」ことを目的に、地域の事業所の地域生活支援拠点への参画を、広く募集する。

(市) 報酬改定に伴い、白井市地域生活支援拠点要綱を改正。

拠点の認定の際の流れと手続きを整理。拠点認定の際の協議、加算算定に伴う届出書類を作成。

④ 拠点関係の加算の届出に伴う基準について

別紙（案）を検討中。